

富山県建設国民健康保険組合

保険料の減免規程

(目的)

第1条 この規程は、組合同規約第26条及び第61条に基づき、保険料減免を行う場合に必要事項を定めるもの。

(適用の範囲)

第2条 理事長は、震災、風水害その他の災害により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合における、その発動された地域において、その災害により組合員がその資産に被害を受け、生活が困難となる場合には、その者の申請によって、保険料を減免することができる。

(減免額及び期間)

第3条 減免は、組合員が居住する住宅の被害程度に応じ、次の基準により減免する。

被害の程度	減免額	適用期間
・全壊・全焼・流失	月額保険料の全額	6ヶ月間
・半壊・半焼これに準ずるもの	月額保険料の全額	3ヶ月間
・一部損壊・床上浸水	月額保険料の全額	1ヶ月間

2. 保険料を減免することのできる期間は、それぞれの原因となる災害の発生した日の属する月から起算する。
3. 減免する保険料の額は、その減免することのできる期間の毎月1日における賦課額とする。但し、組合同規約第21条の規定に基づき、保険料の賦課の変更を行ったときは、変更後の賦課額とする。

(申請手続)

第4条 この規程による保険料の減免を受けようとする者は、「保険料減免申請書（様式第30号）」により申請し、当国保組合が受付・承認することによって保険料の減免適用を受けることができる。

2. 前項の申請には、罹災証明書もしくはこれに準ずる公的機関の証明書を添付しなければならない。

(免除の決定)

第5条 理事長は、前条の申請を受けたときは、速やかに実情調査を確認のうえ、「保険料の減免に関する決定書（様式第31号）」を交付する。

(再審査請求)

第6条 減免の申請が不承認とされた場合、その決定に不服あるときは、その通知を受けた組合員は、通知を受けた日から3週間以内に理事会に対して再審査請求をすることができる。

2. 理事会は、前項の再審査請求を受けたときは、再審査のうえ、その適否を決定しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年1月26日より施行する。

なお、この減免に係る申請時効は、災害発生日より1年とする。